

○厚生労働省告示第百七十四号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第二十七条の十三第一項第二号又は第四号」を「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」に改める。